

広島県道路占用料徴収条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十四号

広島県道路占用料徴収条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する

条例

(広島県道路占用料徴収条例の一部改正)

第一条 広島県道路占用料徴収条例(昭和二十八年広島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第七条第九号」を「第七条第十一号」に改める。

別表中
「幕(令第七条第二号に掲げる工事用施設であるものを除く。)」
「幕(令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。)」

「幕(令第七条第二号に掲げる工事用施設であるものを除く。)」	「幕(令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。)」
「令第七条第二号に掲げる工作物」	「その他のもの」
「令第七条第三号に掲げる施設」	「その他のもの」
「令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料」	「その他のもの」
「令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料」	「その他のもの」
「令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設」	「その他のもの」
「令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設」	「その他のもの」

「令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料」を「令第七条第十一号」に改める。

「令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料」を「令第七条第十一号」に改める。

「令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設」を「令第七条第十一号」に改める。

「令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設」を「令第七条第十一号」に改める。

「令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設」を「令第七条第十一号」に改める。

「令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場」を「令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場」に、
「令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物」を「令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物」に、

「令第七条第十号に掲げる器具」を「令第七条第十二号に掲げる器具」に、

「令第七条第十一号に掲げる施設」を「令第七条第十三号に掲げる施設」に改め、同表備考七中「第七条第六号」を「第七

条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第二条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この項において「法」という。)の項を次のように改める。

<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この項において「法」という。)</p>	<p>法第四条第三項の規定が適用されない営業所についての法第三条第一項の規定による風俗営業(ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号。以下この項において「令」という。)第七条に規定する営業に限る。)の許可の申請(当該申請を行う者が同時に他の風俗営業について許可を受けようとする場合にあつては当該他の風俗営業の許可に係るものでないもの)に対する審査</p>	<p>風俗営業許可申請手数料(法第四条第三項の規定が適用されない営業所についてのぱちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時に申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)</p>	<p>一 営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項の認定を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊技機」という。)がない場合で三月以内の期間を限って営む営業に係るもの 一五、〇〇〇円</p> <p>二 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がない場合で一に掲げる営業以外の営業に係るもの 二五、〇〇〇円</p> <p>三 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がある場合で三月以内の期間を限って営む営業に係るもの</p>
--	---	--	--

<p>るもの 一七、八〇〇 円に、未認定遊 技機一台ごとに 四〇円（法第二 十条第四項の検 定を受けた型式 に属する遊技機 以外の遊技機（ 以下「検定を受 けた型式に属さ ない遊技機」と いう。）につい ては、二、八〇 〇円に当該遊技 機の型式の数に 二、四〇〇円を 乗じて得た額を 加えた額に、遊 技機認定申請手 数料（指定試験 機関の遊技機試 験を受けていな い遊技機で、か つ、検定を受け た型式に属さな い遊技機に係る もので同時申請 において減額に 該当するもの） の金額の欄に掲 げる遊技機の区 分に応じ、その おのおのの額を 加えた額）を加 えた額</p>	<p>四 営業所に設置 する遊技機に未 認定遊技機があ る場合で三に掲 げる営業以外の 営業に係るもの 二七、八〇〇 円に、未認定遊 技機一台ごとに 四〇円（検定を 受けた型式に属 さない遊技機に</p>
---	--

		<p>ついで、二、八〇〇円に当該遊技機の型式の数に二、四〇〇円を乗じて得た額を加えた額に、遊技機認定申請手数料（指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの）の金額の欄に掲げる遊技機の区分に応じ、そのおのおの額を加えた額）を加えた額</p>
<p>法第四条第三項の規定が適用されない営業所についての法第三条第一項の規定による風俗営業（ぱちんこ屋又は令第七条に規定する営業に限る。）の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の風俗営業について許可を受けようとする場合の当該他の風俗営業の許可に係るものに対する審査</p>	<p>風俗営業許可申請手数料（法第四条第三項の規定が適用されない営業所についてのぱちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時に申請において減額に該当するもの）</p>	<p>一 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がない場合で三月以内の期間を限つて営む営業に係るもの 六、四〇〇円</p> <p>二 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がない場合で一に掲げる営業以外の営業に係るもの 一六、四〇〇円</p> <p>三 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がある場合で三月以内の期間を限つて営む営業に係るもの 九、二〇〇円</p> <p>に、未認定遊技機一台ごとに四</p>

○円（検定を受けた型式に属さない遊技機については、二、八〇〇円に当該遊技機の型式の数に二、四〇〇円を乗じて得た額を加えた額に、遊技機認定申請手数料（指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの）の金額の欄に掲げる遊技機の区分に応じ、そのおのおのの額を加えた額）を加えた額

四 営業所に設置

する遊技機に未認定遊技機がある場合で三に掲げる営業以外の営業に係るもの
一九、二〇〇円に、未認定遊技機一台ごとに四〇円（検定を受けた型式に属さない遊技機については、二、八〇〇円に当該遊技機の型式の数に二、四〇〇円を乗じて得た額を加えた額に、遊技機認定申請手数料（指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、

	<p>法第四条第三項の規定が適用される営業所についての法第三条第一項の規定による風俗営業（ぱちんこ屋又は合第七條に規定する営業に限る。）の許可の申請（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業について許可を受けようとする場合にあつては当該他の風俗営業の許可に係るものでないもの）に対する審査</p>
	<p>風俗営業許可申請手数料（法第四条第三項の規定が適用される営業所についてのぱちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの）</p>
<p>かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの（金額の欄に掲げる遊技機の区分に応じ、そのおのおの額を加えた額）を加えた額</p>	<p>一 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がない場合で三月以内の期間を限って営む営業に係るもの 二一、八〇〇円</p> <p>二 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がない場合で一に掲げる営業以外の営業に係るもの 三一、八〇〇円</p> <p>三 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がある場合で三月以内の期間を限って営む営業に係るもの 二四、六〇〇円に、未認定遊技機一台ごとに四〇〇円（検定を受けた型式に属さない遊技機については、二、八〇〇円に当該遊技機の型式の数に二、四〇〇円を乗じて得た額を加えた額に、遊技機認定申請手数料（指定試験機関の遊技機</p>

<p>試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの）の金額の欄に掲げる遊技機の区分に応じ、その額を加えた額</p>	<p>四 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がある場合で三に掲げる営業以外の営業に係るもの 三四、六〇〇円に、未認定遊技機一台ごとに四〇円（検定を受けた型式に属さない遊技機については、二、八〇〇円に当該遊技機の型式の数に二、四〇〇円を乗じて得た額を加えた額に、遊技機認定申請手数料（指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの）の金額の欄に掲げる遊技機の区分に応じ、その額を加えた額）を加えた額</p>
---	--

法第四条第三項の規定が適用される営業所についての法第三条第一項の規定による風俗営業（ぱちんこ屋又は令第七条に規定する営業に限る。）の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の風俗営業について許可を受けようとする場合の当該の風俗営業の許可に係るものに対する審査

風俗営業許可申請手数料（法第四条第三項の規定が適用される営業所についてのぱちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの）

<p>一 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がない場合で三月以内の期間を限つて営む営業に係るもの</p> <p>一三、二〇〇円</p>	<p>二 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がない場合で一に掲げる営業以外の営業に係るもの</p> <p>二三、二〇〇円</p>	<p>三 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がある場合で三月以内の期間を限つて営む営業に係るもの</p> <p>一六、〇〇〇円に、未認定遊技機一台ごとに四〇円（検定を受けた型式に属さない遊技機については、二、八〇〇円に当該遊技機の型式の数に二、四〇〇円を乗じて得た額を加えた額に遊技機認定申請手数料（指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの）の金額の欄に掲げる遊技機の区分に応じ、その額をおのの額を</p>
--	---	--

<p>法第四条第三項の規定が適用されない営業所についての法第三条第一項の規定による風俗営業（ばちんこ屋及び令第七条に規定する営業を除く。）の許可の申請（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業について許可を受けようとする場合にあつては当該他の風俗営業の許可に係るものでないもの）に対する審査</p>		
<p>風俗営業許可申請手数料（法第四条第三項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの）</p>		
<p>二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの 二四、〇〇〇円</p>	<p>一 三月以内の期間を限って営む営業に係るもの 一四、〇〇〇円</p> <p>二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの 二四、〇〇〇円</p>	<p>四 営業所に設置する遊技機に未認定遊技機がある場合で三に掲げる営業以外の営業に係るもの 二六、〇〇〇円に、未認定遊技機一台ごとに四〇円（検定を受けた型式に属さない遊技機については、二、八〇〇円に当該遊技機の型式の数に二、四〇〇円を乗じて得た額を加えた額に遊技機認定申請手数料（指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの）の金額の欄に掲げる遊技機の区分に応じ、そのおのおの額を加えた額）を加えた額</p>

<p>法第四条第三項の規定が適用されない営業所についての法第三条第一項の規定による風俗営業（ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業を除く。）の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の風俗営業について許可を受けようとする場合の当該他の風俗営業の許可に係るものに対する審査</p>	<p>風俗営業許可申請手数料（法第四条第三項の規定が適用されない営業所についてのぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの）</p>	<p>一 三月以内の期間を限つて営む営業に係るもの 五、四〇〇円 二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの 一五、四〇〇円</p>
<p>法第四条第三項の規定が適用される営業所についての法第三条第一項の規定による風俗営業（ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業を除く。）の許可の申請（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業について許可を受けようとする場合にあつては当該他の風俗営業の許可に係るものでないもの）に対する審査</p>	<p>風俗営業許可申請手数料（法第四条第三項の規定が適用される営業所についてのぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当しないもの）</p>	<p>一 三月以内の期間を限つて営む営業に係るもの 一、二、二〇〇円 二 一に掲げる営業以外の営業に係るもの 三〇、八〇〇円</p>
<p>法第四条第三項の規定が適用される営業所についての法第三条第一項の規定による風俗営業（ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業を除く。）の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の風俗営業について許可を受けようとする場合の当該他の風俗営業の許可に係るものに対する審査</p>	<p>風俗営業許可証再交付手数料</p>	<p>一、二〇〇円</p>
<p>法第七条第一項の規定による風俗営業の相続の承認の申請（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業の相続について承認を受けようとする場合にあっては当該他の風俗営業の相続の承認に係るものでないもの）に対する審査</p>	<p>風俗営業相続承認申請手数料（同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの）</p>	<p>九、〇〇〇円</p>
<p>法第七条第一項の規定による風俗営業の相続の承認の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の風俗営業の相続について承認を受けようとする</p>	<p>風俗営業相続承認申請手数料（同時申請において減額に該当するもの）</p>	<p>三、八〇〇円</p>

<p>場合の当該他の風俗営業の相 続の承認に係るものに対する 審査</p>		
<p>法第七条の二第一項の規定に よる風俗営業者たる法人の合 併の承認の申請（当該申請を 行う者が同時に他の風俗営業 者たる法人の合併について承 認を受けようとする場合にあ つては当該他の風俗営業者た る法人の合併の承認に係るも のでないもの）に対する審査</p>	<p>風俗営業法人合併 承認申請手数料（ 同時申請でないも の及び同時申請に おいて減額に該当 しないもの）</p>	<p>一一、〇〇〇円</p>
<p>法第七条の二第一項の規定に よる風俗営業者たる法人の合 併の承認の申請であつて当該 申請を行う者が同時に他の風 俗営業者たる法人の合併につ いて承認を受けようとする場 合の当該他の風俗営業者たる 法人の合併の承認に係るもの に対する審査</p>	<p>風俗営業法人合併 承認申請手数料（ 同時申請において 減額に該当するも の）</p>	<p>三、八〇〇円</p>
<p>法第七条の三第一項の規定に よる風俗営業者たる法人の分 割の承認の申請（当該申請を 行う者が同時に他の風俗営業 者たる法人の分割について承 認を受けようとする場合にあ つては当該他の風俗営業者た る法人の分割の承認に係るも のでないもの）に対する審査</p>	<p>風俗営業法人分割 承認申請手数料（ 同時申請でないも の及び同時申請に おいて減額に該当 しないもの）</p>	<p>一一、〇〇〇円</p>
<p>法第七条の三第一項の規定に よる風俗営業者たる法人の分 割の承認の申請であつて当該 申請を行う者が同時に他の風 俗営業者たる法人の分割につ いて承認を受けようとする場 合の当該他の風俗営業者たる 法人の分割の承認に係るもの に対する審査</p>	<p>風俗営業法人分割 承認申請手数料（ 同時申請において 減額に該当するも の）</p>	<p>三、八〇〇円</p>
<p>法第九条第一項の規定による 営業所の構造又は設備の変更 の承認の申請に対する審査</p>	<p>風俗営業所の構造 又は設備の変更承 認申請手数料</p>	<p>一一、〇〇〇円</p>
<p>法第九条第四項の規定による 風俗営業の許可証の書換え</p>	<p>風俗営業許可証書 換入手数料</p>	<p>一、五〇〇円</p>
<p>法第十条の二第一項の規定に よる特例風俗営業者の認定の 申請（当該申請を行う者が同 時に他の特例風俗営業者とし</p>	<p>特例風俗営業者認 定申請手数料（同 時申請でないもの 及び同時申請にお</p>	<p>一五、〇〇〇円</p>

<p>て認定を受けようとする場合にあっては当該他の特例風俗営業者としての認定に係るものでないもの）に対する審査</p>	<p>いて減額に該当しないもの）</p>	
<p>法第十条の二第一項の規定による特例風俗営業者の認定の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の特例風俗営業者として認定を受けようとする場合の当該他の特例風俗営業者としての認定に係るものに対する審査</p>	<p>特例風俗営業者認定申請手数料（同時申請において減額に該当するもの）</p>	<p>一、七〇〇円</p>
<p>法第十条の二第五項の規定による特例風俗営業者の認定証の再交付</p>	<p>特例風俗営業者認定証再交付手数料</p>	<p>一、二〇〇円</p>
<p>法第二十条第二項の規定による遊技機（法第二十条第五項の指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が行う法第二十条第二項の認定に必要な試験を受けた遊技機に限る。）の認定の申請（当該申請を行う者が同時に当該申請に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合にあっては当該他の遊技機の認定に係るものでないもの）に対する審査</p>	<p>遊技機認定申請手数料（指定試験機関の遊技機試験を受けた遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの）</p>	<p>二、二〇〇円</p>
<p>法第二十条第二項の規定による遊技機（法第二十条第四項の検定を受けた型式に属する遊技機（指定試験機関が行う法第二十条第二項の認定に必要な試験を受けたものを除く。）に限る。）の認定の申請（当該申請を行う者が同時に当該申請に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合にあっては当該他の遊技機の認定に係るものでないもの）に対する審査</p>	<p>遊技機認定申請手数料（検定を受けた型式に属する遊技機（指定試験機関の遊技機試験を受けたものを除く。）に係るもので同時に申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの）</p>	<p>四、三四〇円</p>
<p>法第二十条第二項の規定による遊技機（法第二十条第四項の検定を受けた型式に属する遊技機（指定試験機関が行う法第二十条第二項の認定に必</p>	<p>遊技機認定申請手数料（検定を受けた型式に属する遊技機（指定試験機関の遊技機試験を</p>	<p>四〇〇円</p>

<p>要な試験を受けたものを除く。)に限る。)の認定の申請であつて当該申請を行う者が同時に当該申請に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合の当該他の遊技機の認定に係るものに対する審査</p>	<p>受けたものを除く。)に係るもので同時申請において減額に該当するもの)</p>	<p>一 ぱちんこ遊技機で特定装置(令第十条の二の表の一の項の特定装置をいう。以下同じ。)が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものを)</p>
<p>法第二十条第二項の規定による遊技機(指定試験機関が行う法第二十条第二項の認定に必要な試験を受けた遊技機及び法第二十条第四項の検定を受けた型式に属する遊技機を除く。)の認定の申請(当該申請を行う者が同時に当該申請に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合にあっては当該他の遊技機の認定に係るものでないもの)に対する審査</p>	<p>遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)</p>	<p>二 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限り。一に掲げるもの以外のものに係るもの) 一六、三〇〇円</p>
		<p>三 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものを)</p>
		<p>二 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限り。一に掲げるもの以外のものに係るもの) 三五、〇〇〇円</p>
		<p>三 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものを)</p>

<p>除く。)で、かつ、マイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 二九、〇〇〇円</p>	<p>四 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。)で三に掲げるもの以外のものに係るもの 一六、三〇〇円</p>	<p>五 ぱちんこ遊技機で一から四までに掲げるもの以外のものに係るもの 一四、四〇〇円</p>	<p>六 回胴式遊技機でマイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 五九、〇〇〇円</p>	<p>七 回胴式遊技機で六に掲げるもの以外のものに係るもの 二三、〇〇〇円</p>	<p>八 アレンジボード遊技機でマイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 三五、〇〇〇円</p>	<p>九 アレンジボード遊技機で八に掲げるもの以外のものに係るもの 一九、〇〇〇円</p>	<p>十 じゃん球遊技</p>
---	---	---	---	---	---	---	-----------------

	<p>法第二十条第二項の規定による遊技機（指定試験機関が行う法第二十条第二項の認定に必要な試験を受けた遊技機及び法第二十条第四項の検定を受けた型式に属する遊技機を除く。）の認定の申請であつて当該申請を行う者が同時に当該申請に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合の当該他の遊技機の認定に係るものに対する審査</p>
<p>遊技機認定申請手数料（指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの）</p>	
<p>機でマイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 三五、〇〇〇円</p>	<p>十一 じゃん球遊技機で十に掲げるものの以外のものに係るもの 一九、〇〇〇円</p>
<p>十二 一から十一までに掲げる遊技機以外の遊技機でマイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 二九、〇〇〇円</p>	<p>十三 一から十二までに掲げる遊技機以外の遊技機に係るもの 一二、六〇〇円</p>
<p>一 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）で、かつ、マイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 二七、〇〇〇円</p>	<p>二 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）で一に掲げるもの以外のものに係るもの 八、三〇〇円</p>

<p>三 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）で、かつ、マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>二一、〇〇〇円</p>	<p>四 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）で三に掲げるもの以外のものに係るもの</p> <p>八、三〇〇円</p>	<p>五 ぱちんこ遊技機で一から四までに掲げるもの以外のものに係るもの</p> <p>六、四〇〇円</p>	<p>六 回胴式遊技機でマイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの</p> <p>五一、〇〇〇円</p>	<p>七 回胴式遊技機で六に掲げるもの以外のものに係るもの</p> <p>一五、〇〇〇円</p>	<p>八 アレンジボード遊技機でマイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの</p> <p>二七、〇〇〇円</p>
---	---	---	--	--	--

	<p>法第二十条第二項の規定による遊技機の認定に必要な試験（当該申請を行う者が同時に当該試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について試験を受けようとする場合にあっては当該他の遊技機に係るものでないもの）</p>	<p>遊技機試験手数料 （同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの）</p>	<p>九 アレンジボード遊技機で八に掲げるもの以外のものに係るもの 一一、〇〇〇円</p> <p>十 じゃん球遊技機でマイクプロセッサーを内蔵するものに係るもの 二七、〇〇〇円</p> <p>十一 じゃん球遊技機で十に掲げるもの以外のものに係るもの 一一、〇〇〇円</p> <p>十二 一から十一までに掲げる遊技機以外の遊技機でマイクプロセッサーを内蔵するものに係るもの 二一、〇〇〇円</p> <p>十三 一から十二までに掲げる遊技機以外の遊技機に係るもの 四、六〇〇円</p>
		<p>一 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限定。）で、かつ、マイクプロセッサーを内蔵するものに係るもの 四三、三〇〇円</p> <p>二 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して</p>	

<p>作動させることができるものに限る。)で一に掲げるもの以外のものに係るもの</p> <p>二二、一〇〇円</p>	<p>三 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。)で、かつ、マイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの</p> <p>三六、三〇〇円</p>	<p>四 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。)で三に掲げるもの以外のものに係るもの</p> <p>二二、〇〇〇円</p>	<p>五 ぱちんこ遊技機で一から四までに掲げるもの以外のものに係るもの</p> <p>二一、〇〇〇円</p>	<p>六 回胴式遊技機でマイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの</p> <p>六八、三〇〇円</p>	<p>七 回胴式遊技機で六に掲げるものの以外のものに係るもの</p>
--	--	--	--	--	------------------------------------

<p>法第二十条第二項の規定による遊技機の認定に必要な試験であつて当該申請を行う者が同時に当該試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について試験を受けようとする場合の当該他の遊技機に係る試験</p>	
	<p>遊技機試験手数料 (同時申請において減額に該当するもの)</p>
<p>一 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)で、かつ、マイククロプロセッサを内蔵するものに係</p>	<p>三〇、三〇〇円 八 アレンジボール遊技機でマイククロセッサを内蔵するものに係るもの 四二、三〇〇円 九 アレンジボール遊技機で八に掲げるもの以外のものに係るもの 二六、三〇〇円 十 じゃん球遊技機でマイククロプロセッサを内蔵するものに係るもの 四二、三〇〇円 十一 じゃん球遊技機で十に掲げるもの以外のものに係るもの 二六、三〇〇円 十二 一から十一までに掲げる遊技機以外の遊技機でマイククロプロセッサを内蔵するものに係るもの 三六、三〇〇円 十三 一から十二までに掲げる遊技機以外の遊技機に係るもの 一九、一〇〇円</p>

<p>るもの 二九、〇〇〇円</p>	<p>二 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限定。）で一に掲げるもの以外のものに係るもの 八、八〇〇円</p>	<p>三 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）で、かつ、マイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 二二、〇〇〇円</p>	<p>四 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）で三に掲げるもの以外のものに係るもの 八、七〇〇円</p>	<p>五 ぱちんこ遊技機で一から四までに掲げるもの以外のものに係るもの 六、七〇〇円</p>	<p>六 回胴式遊技機でマイクロプロセッサを内蔵</p>
------------------------	--	---	--	--	------------------------------

<p>法第二十条第四項に規定する遊技機の型式（指定試験機関が行う法第二十条第四項の検定に必要な試験を受けた型式</p>	<p>遊技機型式検定申請手数料（指定試験機関の型式試験を受けた型式に係</p>	<p>三、九〇〇円</p>
		<p>四、八〇〇円</p>
		<p>二二、〇〇〇円</p>
		<p>十二 一から十一までに掲げる遊技機以外の遊技機でマイクプロセッサーを内蔵するものに係るもの</p>
		<p>二八、〇〇〇円</p>
		<p>十一 じゃん球遊技機で十に掲げるもの以外のものに係るもの</p>
		<p>一二、〇〇〇円</p>
		<p>十 じゃん球遊技機でマイクプロセッサーを内蔵するものに係るもの</p>
		<p>九 アレンジボード遊技機で八に掲げるもの以外のものに係るもの</p>
		<p>一一、〇〇〇円</p>
		<p>八 アレンジボード遊技機でマイクプロセッサーを内蔵するものに係るもの</p>
		<p>一六、〇〇〇円</p>
		<p>七 回胴式遊技機で六に掲げるもの以外のものに係るもの</p>
		<p>五四、〇〇〇円</p>
		<p>するものに係るもの</p>

<p>に限る。)に関する検定の申請に対する審査</p>	<p>遊技機型式検定申請手数料(他都道府県公安委員会の検定を受けた型式(指定試験機関の型式試験を受けたものを除く。)に係るもの)</p>	<p>六、三〇〇円</p>
<p>法第二十条第四項に規定する遊技機の型式(公安委員会以外の都道府県公安委員会の法第二十条第四項の検定を受けた型式(指定試験機関が行う法第二十条第四項の検定に必要な試験を受けたものを除く。))に関する検定の申請に対する審査</p>	<p>遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)</p>	<p>一 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限り。)で、かつ、マイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 一、四三五、〇〇〇円</p>
		<p>二 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限り。)で一に掲げるもの以外のものに係るもの 四三八、〇〇〇円</p>
		<p>三 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。)で、かつ、マイクロプロセッサを内</p>

<p>蔵するものに係 るもの 一、一二八、 〇〇〇円</p>	<p>四 ぱちんこ遊技 機で特定装置が 設けられている もの（当該特定 装置を連続して 作動させること ができるものを 除く。）で三に 掲げるもの以外 のものに係るも の 四三八、 〇〇〇円</p>	<p>五 ぱちんこ遊技 機で一から四ま でに掲げるもの 以外のものに係 るもの 三三八、 〇〇〇円</p>	<p>六 回胴式遊技機 でマイクログロ ブセツサーを内蔵 するものに係る もの 一、六二一、 〇〇〇円</p>	<p>七 回胴式遊技機 で六に掲げるも の以外のものに 係るもの 四七九、 〇〇〇円</p>	<p>八 アレンジボー ル遊技機でマイ クログロブセツ サーを内蔵する ものに係るもの 一、一四八、 〇〇〇円</p>	<p>九 アレンジボー ル遊技機で八に 掲げるもの以外 のものに係るも の</p>
--	---	---	---	--	---	---

		<p>の 四八二、 〇〇〇円</p> <p>十 じゃん球遊技機でマイクプロセッサーを内蔵するものに係るもの 一、一四七、 〇〇〇円</p> <p>十一 じゃん球遊技機で十に掲げるもの以外のものに係るもの 四八一、 〇〇〇円</p>
<p>法第二十条第四項の規定による遊技機の型式に関する検定に必要な試験</p>	<p>遊技機型式試験手数料</p>	<p>一 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに 限る。）で、かつ、マイクプロセッサーを内蔵するものに係るもの 一、四四二、 〇〇〇円</p> <p>二 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに 限る。）で一に掲げるもの以外のものに係るもの 四四五、 〇〇〇円</p> <p>三 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して</p>

<p>作動させることができるものを除く。)で、かつ、マイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 一、一三五、 〇〇〇円</p>	<p>四 ぱちんこ遊技機で特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。)で三に掲げるもの以外のものに係るもの 四四五、 〇〇〇円</p>	<p>五 ぱちんこ遊技機で一から四までに掲げるもの以外のものに係るもの 三四五、 〇〇〇円</p>	<p>六 回胴式遊技機でマイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 一、六二八、 〇〇〇円</p>	<p>七 回胴式遊技機で六に掲げるものの以外のものに係るもの 四八六、 〇〇〇円</p>	<p>八 アレンジボール遊技機でマイクロプロセッサを内蔵するものに係るもの 一、一五五、</p>
---	---	---	---	--	--

		<p>九 アレンジポ ル遊技機で八に 掲げるもの以外 のものに係るも の 四八九、 〇〇〇円</p>
<p>法第二十条第十項において準 用する法第九条第一項の承認 の申請に対する審査</p>	<p>遊技機変更承認申 請手数料</p>	<p>十 じゃん球遊技 機でマイクロプ ロセッサーを内 蔵するものに係 るもの 一、一五四、 〇〇〇円</p> <p>十一 じゃん球遊 技機で十に掲げ るもの以外のも のに係るもの 四八八、 〇〇〇円</p> <p>一 変更の承認を 受けようとする 遊技機に未認定 遊技機がない場 合 二、四〇〇円</p> <p>二 変更の承認を 受けようとする 遊技機に未認定 遊技機がある場 合 五、二〇〇円</p> <p>に、未認定遊技 機一台ごとに四 〇円（検定を受 けた型式に属さ ない遊技機につ いては、二、八 〇〇円に当該遊 技機の型式の数 に二、四〇〇円 を乗じて得た額 を加えた額に、 遊技機認定申請 手数料（指定試 験機関の遊技機 試験を受けてい</p>

	<p>風俗営業所管理者 講習手数料</p>	<p>ない遊技機で、 かつ、検定を受 けた型式に属さ ない遊技機に係 るもので同時申 請において減額 に該当するもの の金額の欄に掲 げる遊技機の区 分に応じ、その おのおのの額を 加えた額）を加 えた額 講習一時間につき 六五〇円</p>
<p>法第二十四条第六項の規定に よる営業所の管理者に対する 講習 法第二十七条第四項（法第三 十一条の十二第二項において 準用する場合を含む。）又は 第三十一条の二第四項（法第 三十一条の七第二項及び第三 十一条の七第二項において 準用する場合を含む。）の規 定による法第二十七条第一項、 第三十一条の二第一項、第三 十一条の七第一項、第三十一 条の十二第二項又は第三十一 条の十七第一項の届出書の提 出があった旨を記載した書面 の交付</p>	<p>性風俗関連特殊営 業届出確認書交付 手数料</p>	<p>一 法第二条第六 項又は第九項の 営業を営もうと する者に係るも の 一一、九〇〇円 二 法第二条第七 項第一号の営業 を営もうとする 者で当該営業に つき受付所を設 けようとするも のに係るもの 三、四〇〇円 と八、五〇〇円 に受付所の数を 乗じて得た額と の合計額 三 法第二条第七 項、第八項若し くは第十項の営 業を営もうとす る者（二に掲げ る者を除く。） 又は風俗営業等 の規制及び業務 の適正化等に関 する法律の一部 を改正する法律 （平成十七年法 律第百十九号） 附則第三条第二</p>

	<p>法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付</p>	<p>性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料</p>	<p>一、二〇〇円</p>
	<p>法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第二項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</p>	<p>性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料</p>	<p>一 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 一、九〇〇円 と八、五〇〇円 に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額 二 一に掲げる場合以外の場合 一、五〇〇円</p>
			<p>項の規定により法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる者に係るもの 三、四〇〇円</p>

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。